


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊	
件名	平成27年度東大和市病児・病後児保育お迎えサービス事業実施要綱 外2件について		区分	
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則		
	部課機関			
1 要旨				
(1) 趣旨				
すこやか病児・病後児保育室のサービスの充実(平成27年7月1日から)及び運営支援を目的として、以下のとおり、単年度要綱を制定・改正するものである。				
(2) 要綱の名称				
①平成27年度 東大和市病児・病後児保育 お迎えサービス事業実施要綱 (新規制定)				
②平成27年度 東大和市病児・病後児保育施設 賃借料補助要綱 (新規制定)				
③平成27年後 東大和市病児・病後児保育 実施要綱 (改正)				
(3) 各要綱の内容について				
①平成27年度東大和市病児・病後児保育お迎えサービス事業実施要綱				
ア 保育所等で児童が保育中に体調不良となり保護者がお迎えに行くことが困難なときに、保護者の依頼により、病児・病後児保育室の保育士が保護者に代わってお迎えに行き、病児・病後児保育室で保育する事業				
イ 対象児童は、市内に住所を有し、市内に所在する保育所等に通園する児童で満6か月～就学前の児童				
ウ 本要綱は、平成27年7月1日から施行する。				
②平成27年度東大和市病児・病後児保育施設賃借料補助要綱				
ア 賃借物件である病児・病後児保育施設の賃借料等の一部を補助することにより、安定運営を図り、安心して子育てができる環境を整備する。				
イ 対象経費は、病児・病後児保育施設の賃借料(補助額144万円/年額)				
ウ 本要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。				
③平成27年後東大和市病児・病後児保育実施要綱				
ア 新たに、保育所等への感染症等の情報提供、巡回支援等を行うため改正する。				
イ 本要綱は、平成27年7月1日から施行する。				
(4) 影響及び効果				
安心して子育てできる環境が整備される。				
また、これにより、子育て世帯の就労と子育ての両立が期待できる。				
2 経過 (現時点に至るまでの経過)				
平成27年第2回定例会での補正予算において予算措置済				
3 留意事項 (問題点等)				
4 主管部処理案 (検討結果等)				
庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。				
5 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。